

第1編 内部統制構築・運用状況の監査チェックリスト

1. 目的

本チェックリストは、企業経営を健全かつ効率的に運営するために経営者によって構築される内部統制について、特に不祥事を予防・牽制・早期発見するために、監査役がその構築・運用状況の監査を行う際に利用していただく実施要領として作成した。

2. 留意点

内部統制は、企業経営の健全かつ効率的な運営のために必要不可欠であり、できうる限り整備充実されることが望まれるが、現実には各社により内部統制の整備状況は様々であり、投入できる資源に限界もあるので、各社の事業内容による不祥事の発生可能性や被害の大きさの想定とのバランス、即ちリスクアプローチにより、必要とされる防止・対応体制の点検・整備がなされることが望まれる。

本チェックリストの項目立ては、米国トレッドウエイ委員会の COSO 報告書に準拠しており、前半の統制環境におけるチェック項目は、経営上はもとより、監査上も極めて重要であるものの必ずしも具体的ではないので、各社の実情によっては、「第3章 統制活動」に掲げる具体的なチェックから入り、これを土台として内部統制の整備を要請していくなど各社の実情に応じて活用願いたい。

内部統制の整備において、「取締役会」は中心に位置しており、取締役会が監督機能を発揮するうえで、適切なリスクマネジメント及び内部統制を構築・運用することが期待されていることから、本来、取締役会の運営に関する監査チェックポイントは、第1編「内部統制構築・運用状況の監査チェックリスト」の第1章「統制環境」の項目に掲げられるべきであるが、一方で取締役会のあり方は経営者の関与する不祥事に大きな関わりを持っていることから、第2編「経営者の関与する不祥事監査のチェックリスト」の第5章「著しい善管注意義務違反領域のチェックリスト」に、取締役会の運営に関する監査チェックポイントを掲載しているので、活用願いたい。

第1章 統制環境

| 項 目 | チェックポイント | 備 考 |
|-----------|---|---|
| 第1項 経営トップ | <p>経営者は、企業経営を健全かつ効率的に運営するために、業務のコントロールの仕組み・プロセスとしての内部統制を構築・運用する責任を有するが、なかでも、リスク管理、法令遵守、不祥事防止に係わる内部統制が不備であることにより不祥事が発生・拡大した場合は、前提となる企業の存続そのものを危うくすることから、経営トップが、内部統制の整備が最重要の責任事項であると認識し、取組みを促進するよう、次のとおり機会をとらえて経営トップに提言する。</p> <p>1. 次の事項が経営トップの最重要の責任事項であり、取締役の善管注意義務の基本であることを毎年1回以上、取締役会、経営会議、経営トップとの定例的な情報交換・懇談の場等を活用して、経営トップに提言する。</p> <p>不祥事防止・法令遵守のための組織・風土の形成とその実効性の維持。</p> <p>事業報告・開示情報の信頼性確保のための組織・風土の形成とその実効性の維持。</p> <p>企業経営において予見されるリスクについて、合理的に識別・評価し、適切に管理する体制の整備。</p> <p>2. 経営トップが、上記の責任事項を推進するに当たって、近年の不祥事発生事例に鑑み、以下の諸点についても特に留意すべきことも合わせて、提言する。</p> <p>社会的通念に即した行動を取る。ダブル・スタンダードを黙認しない。(* 1)</p> <p>聖域を容認しない。(* 2)</p> <p>3. 経営トップが最も懸念している不祥事・リスクは何かについて毎年1回以上意見交換し、経営トップが自己の懸念に適切に対応する行動を取っているか把握する。</p> | <p>(* 1) 「ダブル・スタンダード」のチェックとして 「会社のためなら、利益目標達成のためなら、他社もやっているから、業界の通例だから等を安易に又は無意識に見過していないか」といったポイントが挙げられる。</p> <p>(* 2) 「聖域化」のチェックとして次のようなポイントが挙げられる。</p> <p>) 経営トップに情報が上がっているか。</p> <p>) 経営トップのコントロールが効いているか。</p> <p>) 取締役会に定期的に適切な内容での業務報告がなされているか。</p> <p>) 内部統制部門のチェックがなされているか。</p> <p>) 特定の部門が専門化して、他部門の牽制がなされないことはないか。</p> <p>) 企業不祥事リスクが大きいと考えられる部門の業務には、特定の担当者を長期間、同一業務に従事させないように適切な人事ローテーションがなされているか。</p> |

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| <p>第2項 法令遵守体制（コンプライアンス）の確立</p> | <p>グループ全体の事業活動・営業活動における法令・倫理遵守等のコンプライアンスについて次の各項目の状況を定期的に把握する。</p> <p>往査や子会社調査の際、本社や事業場各部署において、下記の1～3各項の内容が認知されているか、また、3の防止策・チェックの内容について遵守する意識・行動があるかを調査し、その結果、問題を感じる部分について、コンプライアンス推進担当部門及び担当取締役に対し、把握した事実に基づいて指摘するとともに、経営トップに対しても指摘し、改善への取組みを要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針、遵守基準が取締役会において明定され、各部門さらにグループ企業集団全体に備置き、周知されているか。 2. 上記1に関する具体的な実行手引書（遵守すべき内容の解説や違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示したコンプライアンス・マニュアル）が作成され、グループ企業集団全体に周知徹底され、実効性が維持されているか。 3. コンプライアンスについて、次のような実践計画（コンプライアンス・プログラム）が存在し、グループ企業集団全体に展開・実施されているか。 <p>法令遵守の基本方針についての経営方針・目標への反映ならびに経営方針説明の機会毎の経営トップの社内外に対する姿勢表明。</p> <p>コンプライアンス推進担当部門、担当者の明定。</p> <p>周知徹底のための教育、研修、啓蒙、指導の実施。</p> <p>担当部門による各種法令・倫理遵守違反の発生防止・被害軽減・早期発見のための具体的な方策・チェックの実施。</p> <p>表彰制度、違反に対する制裁懲罰制度、これらの規程の制定、適用。</p> <p>業績評価・人事考課への反映。</p> | <p>左の方針・基準、手引書、実践計画とその実行については、「ある」か「ない」かの択一ではなく、各段階の進捗度合、そのレベルの高さ、単体のみかグループ全体に広がっているかの広さ、チェックやモニタリング担当部門・担当者の有無など様々であり、各社における業務ごとの不祥事の発生可能性や被害の大きさととのバランスで、必要とされる防止・対応体制の整備を要請することとなる。</p> <p>特に、担当部門・担当者の配置、教育研修の実施、具体的な防止策・チェック牽制策の実施については、「第2章 リスクの評価」の各事項が適切に行われ、整合性を持った内容となっていることが望ましい。</p> |
|--------------------------------|---|--|

第2章 リスクの評価

| 項 目 | チェックポイント | 備 考 |
|---------------|--|--|
| 第1項 リスク管理体制 | <p>グループ全体の事業活動において起こりうる企業不祥事リスクについて、評価(識別・分析) 対策の選択・実施等のリスク管理のための基本方針が明確になり、リスク管理の仕組みが構築され、有効に運用されているかについて、実態を把握し、継続的な改善への取組みが促進されるよう経営トップに対して提言する。</p> | |
| 第2項 リスクの識別・分析 | <p>グループ全体の事業活動において起こりうる企業不祥事リスクに関し、次のようなリスクの識別・分析のプロセスが取られているかについて、リスク管理担当組織が存在する場合は当該組織から状況を聴取、存在しない場合は業務分野ごとの業務管理担当部門から状況を聴取し、本社部門や現地往査の際の状況聴取等により実態を把握する。</p> <p>また、近年発生した企業不祥事例(即ち、起こりうる企業不祥事リスクの事例、*3)について、自社ではどのような管理体制と防止策が取られているか調査する。</p> <p>リスクは、法規制等の制度の変更や社内外の種々の圧力などの環境変化に伴い変わって行くので、適時に「リスクの評価」と「組織体制、統制活動」を見直しているか調査する。</p> <p>更に他社で不祥事が発生した場合、自社において同種の発生原因・リスクの可能性がないか、所管部門の指示のもとで直ちに点検し、その結果について、経営トップ及び監査役に報告が行われ、適切な対応方法が取られる仕組みとなっているか調査する。</p> <p>以上の実態調査・把握の結果、問題を感じる部分について、担当部門・担当取締役及び経営トップに対し、把握した事実に基づいて指摘し、改善への取組みを要請する。</p> | <p>(* 3) 近年発生した企業不祥事例</p> <p>利益供与(暴力団・総会屋・右翼団体・ブラックジャーナル等反社会的勢力)</p> <p>贈収賄(官庁取引、公務員)</p> <p>独占禁止法違反(談合・カルテル)</p> <p>公正競争法規違反</p> <p>下請法、各種業法等違反</p> <p>不正輸出</p> <p>製造物責任関連(設計、製造、表示、物流、保管、販売等)</p> <p>税務関連(損金認識基準の相違、海外税法との相違等)</p> <p>人権、労務関連(過労死・セクシュアルハラスメント・差別・リストラ等)</p> <p>安全対策不備(工場・現場事故、災害)</p> <p>環境規制違反</p> <p>インサイダー取引違反</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業不祥事リスクについて、洗い出しを行い、全社的マップ(マトリックス)を作成しているか。 2. 各リスクについて、「発生可能性」と「影響度」の観点からリスクの算定と重要度評価を行い、リスク対応方針を決定しているか。 3. リスクの重要度評価に応じて「統制活動」の内容を定めているか。 4. リスクが顕在化した場合の対応策が明確になっているか。 不祥事他重大な危機事象が発生した場合における「緊急時初期対応マニュアル」が予め定められ、周知徹底されているか。 | <p>情報漏洩、企業秘密流出 知的財産関連(特許侵害・商標侵害・不正競争防止法等違反) 背任、詐欺、架空取引、業務上横領等 開示基準違反、不祥事隠匿等</p> |
|--|---|---|

第3章 統制活動

| 項 目 | チェックポイント | 備 考 |
|--------------------------|--|-----|
| <p>第1項 内部統制部門による統制活動</p> | <p>不祥事発生の可能性・重要度評価に応じた具体的な統制活動は内部統制を担当する部門(検査・内部監査部門のみでなく、倫理・法務・環境管理、安全管理、品質保証などの機能を統括担当する組織、これらの組織がない場合はこうした機能の担当者が該当する。)が実施することとなる。従って、監査役は内部統制活動が確実に実行されているか、実行される仕組みになっているか、牽制効果が機能しているか等について、次のような内容で調査し、内部統制が不足している場合には、内部統制部門・担当取締役に対して指摘するとともに、経営トップに対しても指摘し、内部統制体制・不祥事防止体制の整備について要請する。</p> <p>内部統制部門及び会計監査人から定期的にチェック実施状況(チェック方法、その記録など)とその結果把握された事例・課題・改善策・改善行動の推進状況について聴取し、実態を把握する。</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>本社部門や現地往査の際に、内部統制の仕組みや牽制が機能しているか、法令・倫理遵守の意識が浸透しているかについて、往査先部門の担当者や上長から実態の状況を聴取、管理帳票・記録を一部試査閲覧する等により調査する。</p> <p>及び の場において、現物・実態と記録帳票の一致性ならびにそれを証左する記録類の保存の重要性（虚偽記載、改竄、保存すべき記録の廃棄は最も不利な認定を受けても抗弁できないこと、ならびに保存年限を超えた記録類の適切な処分）についての担当者・管理者の認識に問題はないか調査する。</p> <p>[監査役が上記の調査を行うに当たっての企業不祥事リスク発生防止・被害拡大防止のためのチェックポイント例示](* 4)</p> <p>1 . 現金や現金同等の有価物を取り扱う部門、為替・金利・価格変動リスクヘッジのためのデリバティブ・オフバランス取引部門、資材購入や工事発注担当部門、官公庁や大口先との折衝・契約締結部門など、企業不祥事リスクが大きいと考えられる部門の業務には、ダブルチェックの仕組みを構築、管理規程を定め、チェック担当者を配置し、取引実務担当者、チェック担当者とも長期間、同一業務に従事させないように適切な人事ローテーションをルール化し、実施しているか。</p> <p>2 . 上記の取引についての稟議書、決裁書、契約書、取引証票、出金伝票などについて内部統制部門が定期的に点検しているか。</p> <p>多額あるいは特別な取引契約締結などについては、複数競争見積もりの徴求、法律専門家やコンサルタントの客観的意見の徴求などがなされ、記録が整備されているか。</p> | <p>(* 4) チェックポイント例示の各項目は主に、「取引・契約の成立」と「金員の支出・承認」の場についてのチェック、ならびに人に関して「監視不在（単独行動・長期在任）の排除、ダブルチェックの励行」を、防止のポイントとして、内部統制部門が具体的、効果的な点検を実施すれば、* 3 に掲げた企業不祥事例の発生を防止、牽制し、あるいは発生した場合でも次期点検時には発見できることを期待して、内部統制部門の点検実施状況を、監査役が調査するポイントとして掲げている。</p> <p>ただし、本チェックポイントの例示は極めて限られたものであり、企業活動の実態は、</p> |
|--|---|---|

| | | |
|--|--|---|
| | <p>3. 寄付金・政治献金・協賛金・後援金・餞別金・奨励金・慶弔見舞金・使途秘匿金・交際費・販売促進費・広告宣伝費・図書調査費・謝礼金などの費用支出に当たっては、事前申請・審査・稟議・決裁の仕組みが確立し、その手続きやチェック項目に適合しない場合は出金ができない仕組みとなっているか。</p> <p>年度毎の項目別金額推移に大きな変動がないか。</p> <p>支出先別の明細において、注意を要すると思われる支出先はないか、支出先の属性や支出目的について疑問はないか。</p> <p>金品の供与・貸与、債務免除、信用供与について同様の仕組みとなっているか。</p> <p>4. 不動産・動産資産、設備、資材、原材料、半製品、製品・商品の実在性、在庫、除却、売却などの管理について規程どおりの処理がなされ、記録が整備されているか。</p> <p>5. 株主からの申し出に対しては必ず複数の担当者が対応しているか。</p> <p>6. 顧客・取引先からの苦情・クレームの申し出事項は正確に記録され、対応する体制が整備され、対応結果についての事後確認がなされているか。</p> <p>7. 業界団体との会合の種類、目的、出席者について内容に問題はないか。</p> <p>8. 役員の他団体役員兼務状況がリスト化され、異動のつど修正され、その取引内容について記録され、自己取引・競業取引等必要なものが取締役会に付議されているか。</p> <p>9. 子会社・関係会社との取引について、取引内訳表、債権債務内訳表、保証債務明細表などの帳票点検において、年度毎の金額増減の状況などに異常を感じるものはないか。</p> <p>親会社が都合の悪い取引を子会社に迂回させていると感じられるものはないか。</p> | <p>製造業、サービス業・金融業等の非製造業の業種や法規制等の環境などにより様々であるので、各社の実情に応じ、企業不祥事発生リスクに応じて、必要な項目を取捨選択して活用願いたい。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|---|--|
| | <p>子会社訪問の際などに子会社責任者から実情を聴取しているか。</p> <p>10. インサイダー情報管理規程が明定され、社内情報の他に取引先の重要情報を含めて何がインサイダー情報に該当しているか、いつ解除されたかについて判定する担当組織が明定され、重要情報が規程どおり管理されているか。</p> <p>11. 職務発明・研究開発・特許・知的財産・製品情報・ビジネスモデル、職員・顧客の個人情報など法的に保護管理すべき情報について、管理規程が明定され、運営管理担当組織が明定され、対象となる情報が特定され、適切に管理されているか。</p> <p>12. 工場、研究所、倉庫などにおいて重要物や危険物を取り扱う場合の管理規程が明定され、担当者が単独行動を取ることなく必ず複数者による処理が行われているか。</p> <p>13. 法令に定められた報告・届出事項について速やかな届出がなされていないなどの法令に違反するような事実はないか。</p> <p>14. 実態に合わない規制や外部監査などの指摘に対応できない場合に、社会一般の判断基準と照らし合わせたうえで監督官庁や関係先の判断・了解を求めるなどにより誠実に対応しているか。</p> | |
|--|---|--|

第4章 情報と伝達

| 項 目 | チェックポイント | 備 考 |
|----------------|---|-----|
| 第1項 組織内部の情報伝達 | <p>組織内部において業務遂行上適切に共有すべき情報の他に、平常な基準から逸脱した事実についての情報やマイナス情報が速やかに職制を通じて伝達される組織風土であることが望まれるが、監査役も本社組織や現地往査の際に、経営上層部の方針が正しく伝達されているか、逆に現地の情報や顧客情報、苦情・クレーム情報等が上部及び関係部門に正しく伝わり、経営意思決定に生かされる仕組みになっているか調査し、問題を感じる部分について、把握した事実に基づいて経営トップに対し指摘し、改善への取組みを要請する。</p> | |
| 第2項 独立した情報伝達経路 | <p>違法行為の発見や当事者としてリスクを感じた場合の通常の業務遂行上の情報伝達経路から独立した報告経路(中立的立場の組織・責任者や顧問弁護士事務所宛など)について次のとおり調査し、不備が感じられる場合は経営トップに対して指摘し、改善への取組みを要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報伝達経路が設置されているか。 2. 通報者が不利益にならない仕組みが確立しているか。 3. 伝達された情報に対し、迅速・適切に対処する体制・仕組みが確立しているか。 4. 通報者へのフィードバックはなされているか。 5. 1～3の内容が周知徹底されているか。 | |
| 第3項 危機における情報伝達 | <p>不祥事他重大な危機事象が発生した場合における情報伝達の仕組みについて次のとおり調査し、不備が感じられる場合は経営トップに対して指摘し、改善への取組みを要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事象発生時の緊急時初期対応マニュアルが予め定められており、そのなかで情報収集・伝達方法が明定されているか。 | |

| | | |
|----------|--|--|
| | <p>2. 伝達された情報に対し、迅速・適切に対処する体制・仕組みが確立しているか。</p> <p>3. 上記の内容が予め周知徹底されているか。</p> | |
| 第4項 情報開示 | <p>事業報告・開示情報の信頼性確保のために、情報開示の社内基準・責任部門が明定され、基準に従って適時・適切に情報開示が行われているか調査し、不備が感じられる場合は経営トップに対して指摘し、改善への取組みを要請する。</p> <p>1. 取締役会審議事項には、当該事項の開示についての方針・手順が必ず記載され提案者から説明がなされているか。</p> <p>2. 情報開示担当部門が、証券取引所やマスコミ記者クラブに行うニュースリリースや記者会見の内容、タイミングが著しく不適切なことはないか。</p> | |

第5章 監視活動

| 項 目 | チェックポイント | 備 考 |
|-------------|--|--|
| 第1項 日常的監視活動 | <p>日常業務遂行組織について、本社組織や現地往査の際の状況聴取により次のとおり実態を把握し、問題を感じる部分について、把握した事実に基づいて経営トップに対し指摘し、改善への取組みを要請する。</p> <p>1. 職務分掌規程・職務権限規程や実務基準が明定され、日常業務が規程どおり遂行されているか。</p> <p>2. 上位者による下位者に対する管理・監督、組織・担当者間の報告・連絡・相談が円滑に遂行されているか。</p> <p>3. 企業不祥事リスク度が大きいと考えられる部門の業務については折衝担当者と事務担当者の分離（フロントとバックオフィスの分離）・ダブルチェックなどにより牽制・監視が確実に行われているか。</p> | <p>内部統制部門のチェック対象外、専門化して社内の牽制が効かない、あるいは取締役会に定期的に適切な内容での業務報告がなされない、といった聖域化の防止のためにも、監査役は「担当取締役の業務執行・監督についての監査」を目的として、全部門に対し、部門別に、定期的に、「業務遂行における現状・課題・運営方針について」の状況聴取を実施し、牽制機能を発揮することが望ましい。</p> |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| | <p>4. ルール遵守による平常・円滑な業務遂行が評価されているか。</p> | |
| <p>第2項 独立の内部部門による監査</p> | <p>不祥事の発生防止、早期発見のための具体的な統制活動は内部統制部門（前出；第3章 統制活動を参照）が実施することとなる。従って、監査役は内部統制活動が確実に実行されているか、実行される仕組みになっているか、牽制効果が機能しているか等について、監視活動の面から次のような内容で調査し、不備がある場合には、内部統制部門に対して指摘するとともに、経営トップに対しても指摘し、内部統制体制・不祥事防止体制の整備について要請する。</p> <p>1. 内部統制部門の独立性</p> <p>(1) 内部統制部門は、被統制部門から不当な制約を受けることがないよう独立しているか。</p> <p>(2) 統制活動に必要な情報を入手しているか（日常的情報の入手の仕組みが機能しているか）。</p> <p>(3) 内部統制に必要な知識・専門的能力を有しているか。</p> <p>2. 内部統制の対象領域</p> <p>(1) 全部門・部署、事業所の事業活動・業務を対象としているか。</p> <p>(2) 内部統制部門は、各部署・部門で行われた内部統制の構築・運用状況に係る自己評価を活用して、効率的に統制活動を実施しているか。</p> <p>(3) 子会社、関連会社（海外を含む）も内部統制の対象としているか。</p> <p>3. 内部統制の整備運用状況</p> <p>(1) リスクに対応して設定された統制活動等について、環境変化に伴い見直しが行われているか。</p> <p>(2) 内部統制活動において発見された内部統制の欠陥・弱点について、是正のためのプロセスが明確にされているか。</p> | |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| | <p>(3) 内部統制活動の結果判明した問題点に関しては、経営者及び監査役に適時に報告されているか。報告を受けた経営者は、再発可能性を精査し、適切に対応方針を決定しているか。</p> <p>(4) 内部統制が指摘した問題点に関しては、その後一定期間経過後適切な対応がなされたかについてのフォローアップがなされているか。</p> | |
| 第3項 親会社による子会社・関係会社の監視活動 | <p>企業不祥事発生防止、コンプライアンス遵守においてグループ内の子会社・関係会社（海外を含む）についても親会社内の組織と同レベルでの監視が行われているかについて、親会社の各会社担当所管や内部統制部門からの状況聴取ならびに子会社・関係会社訪問調査などにより次のとおり実態を把握し、不備を感じた場合は、各組織に対し指摘するとともに、経営トップに対し指摘し、改善への取組みを要請する。</p> <p>1. 法令・倫理遵守等のコンプライアンスについての、基本方針、基準、マニュアル、実践計画、実践活動はグループ内の子会社・関係会社についても漏れなく周知徹底されているか。</p> <p>2. 各子会社・関係会社について、親会社における担当所管が明定され、親会社と子・関係会社双方の連携に機能しているか。</p> <p>3. 親会社の各会社担当所管、内部統制部門が、担当子会社・関係会社の経営状況他、重要な施策、投資、債務保証、平常から逸脱した事実についての情報やクレーム情報などを把握しているか。</p> <p>4. 内部統制部門の統制活動は子会社・関係会社も対象としているか。</p> | |
| 第4項 外部監査の活用 | <p>1. 会計監査人による監査、外部機関によるシステム監査、ISO・GMP・HACCPCなどの認証取得・維持の外部審査、製品納入先による査察、法規制・業界ルールに基づく自主点検の実施などは、外部の客観的な視点でのチェックが</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>入り、業務の健全性維持については企業不祥事リスクの適切な管理に資することから、これらの監査機能を内部統制と合わせて活用することの有効性について、経営トップに認識を求めるとともに、これらの外部監査に対応する社内組織から、毎年1回以上、グループ企業集団全体における被監査状況を聴取、また、現地被監査部門往査の際に状況を聴取するなどにより、次のとおり対応状況を把握し、改善を要すると感じられる場合は、経営トップに対して指摘し、改善への取組みを要請する。</p> <p>どのような監査を受けたか。</p> <p>監査に誠実に対応したか。自主点検は決められたとおり実施しているか。</p> <p>日常の活動を実態どおり報告しているか。</p> <p>どのような指摘を受けたか。</p> <p>指摘事項についての対応方針及びその後の対応状況はどうか。</p> <p>2. 法令に基づく国・地方自治体等監督官庁による外部監査から指摘を受けた場合は、法令の基準に適合していないリスクが顕在化し、内部統制が有効に機能しているかチェックの必要性が生じているとの認識を経営トップに求めるとともに、担当部門が指摘事項に関し真摯に対応して適切な解決を図っているかについて状況を把握し、改善を要すると感じられる場合は、経営トップに対して指摘し、改善への取組みを要請する。</p> | |
|--|--|--|